

第20章 報告の徴取

(法第25条、第44条)

(報告の徴取) ※宅造区域

法第25条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は所有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

(報告の徴取)

法第44条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

〈解説〉

1 報告徴取の概要・趣旨

報告徴取は、土地又はその土地で行われている盛土等行為の工事の状況について報告を求め、現状把握を行い、違法性及び危険性を判断するために実施するものです。

規制区域内の土地における盛土等に伴う災害の防止は、都道府県知事等の責務でもあり、災害が生じないように常時現状を把握して監視する必要があることから、報告徴取の権限が認められています。このように報告徴取は、その趣旨から災害発生の防止のため広く必要な場合に実施するものです。

2 報告徴取可能な相手方

報告徴取が可能な相手方は、「規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者」です。

「管理者」とは、当該土地を管理する者を広く意味し、所有者、占有者と重なることもあります。

「占有者」は、「盛土等が行われている土地を事実上支配する者」であって、当該土地における盛土等の工事に関わる者や工事後に土地を使用している者などを指します。

現に施行中の工事においては、「工事主」や「工事施行者」も含めて、盛土等の工事に関わる者が「管理者」又は「占有者」に該当します（現場作業員がいる場合、作業員を被用者として使用している「雇用主」も盛土等の工事に関わる者に含まれます。）。

工事施行後においては、土地所有者の同意を得ずに盛土等を行っ

た場合であっても、盛土等が放置されたままとなることで、盛土等を行った「工事主」がその土地を無断で使用し続けている「占有者」に該当します。したがって、この場合「占有者」から報告徴取することとなります。

3 報告徴取の内容

徴取の内容は、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況であり、具体的には土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況、土地に関する工事の計画及び施行状況が含まれます。

また、工事の施行状況には、施工関係書類、工事請負契約書類等も含まれます。

4 報告徴取に関する罰則規定

「報告の徴取」の規定による「報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき」には、法第58条第5号に基づき、罰則が科せられます。

「報告をせず」とは、報告を求めたにもかかわらず、対象となる土地の所有者、管理者又は占有者が明示的又は黙示的に報告を拒否する場合だけでなく、報告内容に著しい報告漏れがあるなど、意図的かつ実質的に報告を拒否していると判断される場合も含まれます。

「虚偽の報告」とは、客観的に判断して真実又は真正でないことについて主観的な認識があることであり、当該認識の下に真実又は真正でない報告をすることといいます。

刑罰は、拘禁刑の場合は6月以下、罰金の場合は30万円以下、法人については、罰金30万円以下と規定されています。